二、産経新聞湯浅専売所こと新家雅文に対する件

平成一二年（排）第三号

排除命令

和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅一七二四番地三
産経新聞湯浅専売所こと
新家雅文

公正取引委員会は、右の者に対し、不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）第六条第一項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主文

一　産経新聞湯浅専売所こと新家雅文は、同人が、平成一一年一月から同年七月までの間に、和歌山県の有田郡湯浅町の地域において、産経新聞統合版を購読する

者に対して、景品類として景品表示法第三条の規定に基づく「新聞業における景品類の提供に関する事項の制限」（平成一〇年公正取引委員会告示第五号）第一項第二号イに規定する範囲を超えて商品券等を提供し、同項の規定に違反した旨及び今後このような行為を再び行わない旨を、速やかに公示しなければならない。この公示の方法については、あらかじめ、当委員会の承認を受けなければならない。

二　同人は、前項に基づいて行った公示について、速やかに文書をもって当委員会に報告しなければならない。

事　実

一　産経新聞湯浅専売所こと新家雅文（以下「産経新聞湯浅」という。）は、肩

書地に営業所を置き、日刊新聞の販売業を営む事業者であって、和歌山県有田郡の湯浅町、広川町並びに吉備町大字熊井及び同町大字水尻の一部の地域において、産経新聞を販売している。

二　産経新聞湯浅は、平成一一年一月から同年七月までの間に、和歌山県有田郡の湯浅町の地域において、いわゆる新聞の拡張員（新聞販売業者の依頼を受けて新聞購読の勧誘をする者）をして家庭を訪問させ、産経新聞統合版を一二か月間購読する者に対し、五、〇〇〇円相当の商品券を、二四か月間購読する者に対し、一〇、〇〇〇円又は五、〇〇〇円相当の商品券を、三六か月間購読する者に対し、一五、〇〇〇円、一〇、〇〇〇円又は五、〇〇〇円相当の商品券を提供するなど、産経新聞統合版を三か月以上購読する者に対し、景品類として一、〇〇〇円以上の価額の商品券等を提供し、産経新聞統合版の購読の勧誘を行っている。

三　新聞販売業者が新聞を三か月以上購読する者に対して懸賞によらないで提

供することができる景品類の価額は、「新聞業における景品類の提供に関する事項の制限」第一項第二号イの規定により、当該新聞の三か月分の購読料金の百分の八に相当する金額の範囲内であるところ、産経新聞統合版の一か月分の購読料金が二、九五〇円であることから、産経新聞湯浅が前記二記載の購読者に対して懸賞によらないで提供することができる景品類の最高額は七〇八円である。したがって、前記二記載の景品類の価額は、この制限を超えるものである。

法令の適用

前記事実によれば、産経新聞湯浅の行為は、景品表示法第三条の規定に基づく「新聞業における景品類の提供に関する事項の制限」第一項第二号イに規定する範囲を超える景品類を提供するものであって、同項の規定に違反するものである。

よって、主文のとおり命令する。

平成一二年三月一五日

公正取引委員会

委員長　根來泰周

委員　柴田章平

委員　糸田省吾

委員　黒河内久美

委員本問忠良